

甲



正五位勲六等比田孝一外一名
任免ノ件

右謹テ奏ス

明治四十三年十二月九日

内閣總理大臣侯爵桂太郎



内

閣



201

明治四十三年十一月九日

十七日午後十時

明治四十三年十一月九日

内閣書記官



内閣總理大臣



内閣書記官長



正五位勳六等比田孝一

任官城縣技師

敘高等官三等

休職山形縣最上郡長小鷹銳健

依願免本官

裏面白紙

202

正五位勲六等 比田孝一

任宮城縣技師

敘高等官三等

右謹 奏 久

明治四十三年十月九日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内務省

裏面白紙

内務省

銓第之三一號

之本國之廳存別技師

比田孝一

右

本人、履歴書ニ依リ

銓衡候處

頭

書相當ノ資格アル者ト

認ム

明治廿八年十一月二日

文官高等試験委員印

204

休職山形縣最上郡長 小鷹 銳健

依頼免本官

右謹 奏

明治四十三年十月九日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内務省

205

辭職願

私儀

山形市助役ニ就任致シ事務多忙ニ
付休職郡長辭職仕度俟修職務
御差免被成下度此段奉願也

明治四十三年十月三十一日

休職山形縣最上郡長小鷹銳健



内務大臣男爵法學博士平田東助殿

206

内務大臣第八三一號

別紙 比田孝一 任用 一件

上奏書進達
明治四十三年二月九日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内閣總理大臣侯爵桂 太郎殿

内務省

裏面白紙

207

裏面白紙

内務大臣 田中 八三二 號

別紙 小鷹 銳健 免官 二件

上奏書進達又

明治四十三年十一月九日

内務大臣法學博士男爵平田東助



内閣總理大臣侯爵桂 太郎殿

内務省

208